

特定施設入居者生活介護
事業所番号 3370301081

重要事項(概要)

○ 従業員の勤務の体制

管理者(1名)、生活相談員(1名)、看護職員(1名)、介護職員(7名)
機能訓練指導員(1名 兼務)、計画作成担当者(1名 兼務)、栄養士(1名)、医師(1名 非常勤)

[① 早出 [6:30～15:30] ② 平常勤務 [8:30～17:30] ③ 遅出勤務 [9:00～18:00]
夜間勤務職員 準夜 [15:00～24:00] 深夜 [0:00～9:00]]

○ 主な設備等

居室・整備の種類	室数	備考
個室（一人部屋）	21室	15.05～31.92㎡（洗面所・トイレ付）
一時介護室（静養室）	1室	20.42㎡
一般浴室	1室	22.57㎡
特別浴室	1室	12.23㎡（特殊浴槽）
食堂	1室	48.93㎡
機能訓練室	1室	38.95㎡
医務室	1室	22.02㎡

○ 協力医療機関

一般財団法人江原積善会 積善病院 津山市一方140
精神科・内科・歯科

○ 利用料の額等

- サービスの提供に要する費用（1ヶ月）
負担額 10,000円～50,200円（前年の収入により決定します）
（ご夫婦で入居の場合7,000円～）
- 生活費（1ヶ月） 54,414円 + 冬期加算（11～3月の期間） 1,960円
- 介護保険による1日当たりの基準単価 【介護報酬告示上の額の1割負担の場合】
要支援1（183円）、要支援2（313円）、要介護1（542円）、要介護2（609円）
要介護3（679円）、要介護4（744円）、要介護5（813円）
- サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 【介護報酬告示上の額の1割負担の場合】
1日あたりの費用（22円） 30日あたりの費用（660円）
- 科学的介護推進体制加算 【介護報酬告示上の額の1割負担の場合】
1か月あたりの費用（40円）
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 【介護報酬告示上の額の1割負担の場合】
[1ヶ月あたりの介護報酬総単位数] × [サービス別加算率(12.8%)] × [1単位の単価(10円)]
で計算された加算額の1割
- 協力医療機関連携加算
要介護1～要介護5 1か月あたりの費用（100円）
- 退院・退所時連携加算 【介護報酬告示上の額の1割負担の場合】
医療提供施設(病院等)を退院・退所して当該医療提供施設と連携した特定施設サービス
(介護予防は含まない)を利用されるとき、30日間を限度に加算されます。
要介護1～要介護5 1日あたりの費用（30円） 30日あたりの費用（900円）
- 夜間看護体制加算（Ⅰ）
要介護1～要介護5 1日あたりの費用（9円） 30日あたりの費用（270円）
- 退居時情報提供加算
医療機関へ退所する入居者等について退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際
入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供する場合に
入所者1回に限り加算されます 1回限りの費用（250円）
- 新興感染症等施設療養費
入所者等が別に厚労大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行
う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行
った上で該当するサービスを行った場合に1回に限り加算されます。 1日当たりの費用（24
※現時点では指定されている感染症はありません。

その他通常必要と思われるもので利用者の負担が適切と考えられるものの経費
(注) 市町村交付の「負担割合証」に定められた割合を負担いただきます。

○ 事故発生時の対応

1. 特定施設入居者生活介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 特定施設入居者生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
3. 事故が発生した際には、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。